

## 独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院内部通報及び外部通報者保護に関する規程

### 第1条(目的)

この規程は、法律に定める公益通報者保護制度に基づき、内部の職員等(職員又は1年以内に退職した者、派遣労働者又は派遣労働者であった者をいう)及び内部の職員等以外からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることを目的とし、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、院内のコンプライアンス体制の連守への意識付けと内部統制体制の構築に資することを目的とする。

なお、この規程の定めによらない事項は、JCHO内部通報事務手続規程(規程第42号)及び外部通報事務手続規程(規程第32号)によるものとする。

### 第2条(窓口)

職員等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口は総務企画課長とする。

### 第3条(通報の方法)

通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話(内線可)・電子メール・FAX・書面・面談とする。

### 第4条(通報者及び相談者)

通報窓口及び相談窓口の利用者は当院で働く全ての者(JCHO職員、派遣職員、委託職員並びに病院関係取引業者の関係者)とする。

### 第5条(調査・報告)

通報された事項に関する事実関係の調査は総務企画課長が行い、必要に応じ総務企画課の職員を補佐に充てる。

調査の結果、不正行為が明らかになった場合は、速やかに院長、事務部長及び副院長等(副院長及び看護部長のうち通報された事項を所管する者)に報告する。事務部長は当該内容を近畿四国地区事務所(以下、「本部等」という)の統括部長へ報告する。

また、通報された事項に派遣職員、委託職員並びに病院関係取引業者の関係者が関与している場合にあっては、その該当者が籍を置く事業者へ速やかに報告する。

### 第6条(協力義務)

各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には協力しなければならない。

### 第7条(是正措置)

調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、事務部長は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

### 第8条(処分)

調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者が職員である場合には、独立行政法人地域医療機能推進機構職員就業規則(以下、「就業規則」という)に従って、処分に付することができる。

### 第9条(通報者等の保護)

- (1) 院長は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。
- (2) 院長は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化す

ることのないように、適切な措置を執らなければならない。

- (3) 本部等は、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

#### 第10条(個人情報保護)

この規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。本部等は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

#### 第11条(通知)

総務企画課長は、通報者に対して調査結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

#### 第12条(不正の目的)

通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正な目的の通報を行ってはならない。本部は、そのような通報を行った者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

#### 第13条(相談又は通報を受けた者の責務)

通報処理担当者に限らず、相談又は通報を受けた者(通報者等の管理者、上司及び同僚等を含む。)は、この内規に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

#### 第14条(その他)

- (1) 通報窓口及び相談窓口の利用方法が面談による場合にあって、事情聴取する際には必ず複数の担当者で対応する。
- (2) 通報窓口及び相談窓口の担当者は、相談者又は通報者から受けた相談・苦情の内容について、内容の如何に関わらず、事務部長へ報告しなくてはならない。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

#### 附 則

この規程は、令和4年10月1日より施行する。